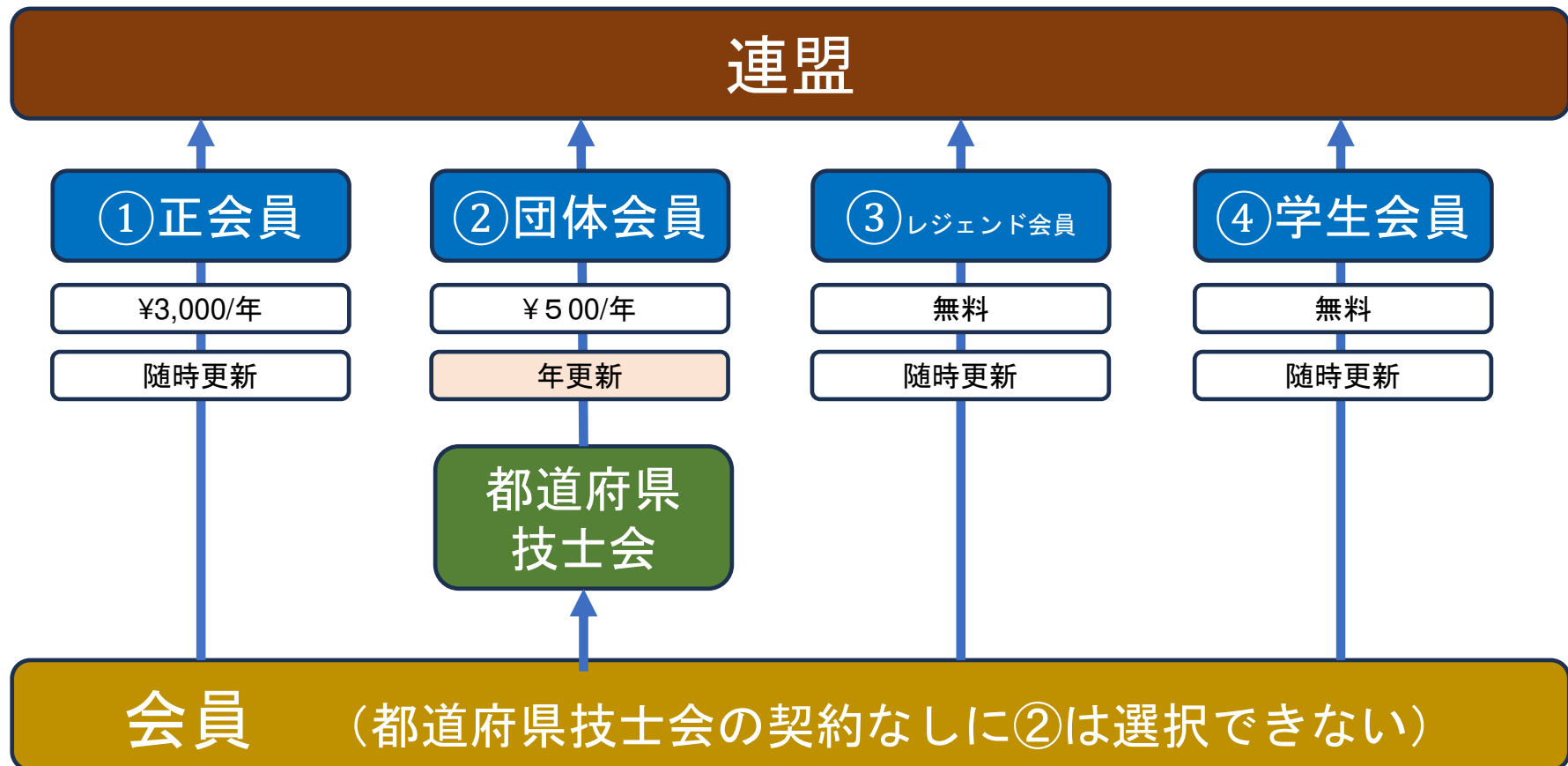
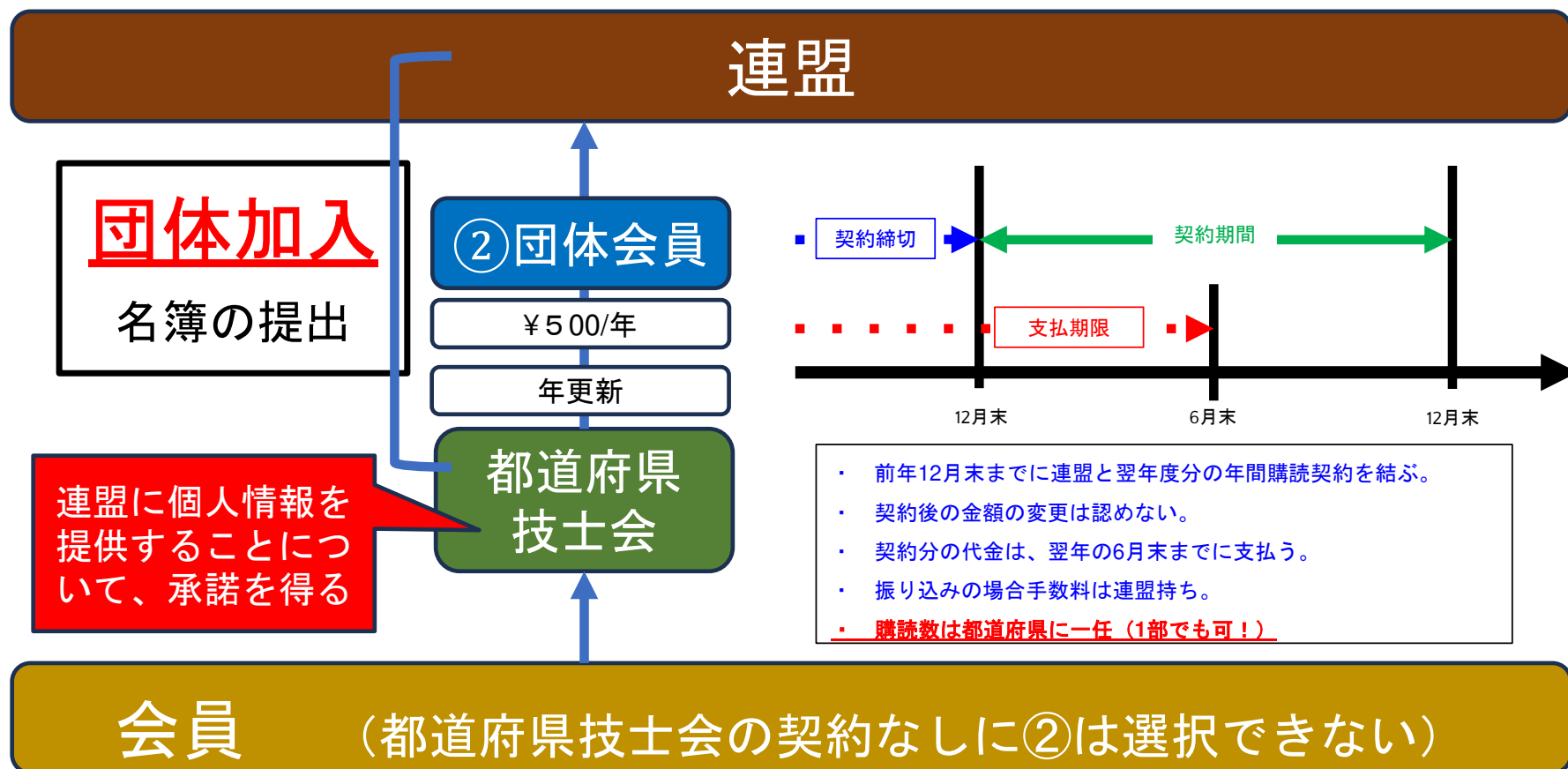


会員の形態



団体加入（会員）の条件



会員が所属する都道府県技士会が②を契約を開始した年から、①は②となる。

よくあるご質問

(会員⇔都道府県技士会)

Q：購読料は技士会費と同時に徴収しても良いのか？

A：同時徴収は可能だが、連盟会費として別の費目を明記する

Q：オプトアウトは可能か？

A：政治信条は個人の思想侵害が非常に敏感に捉えられるので控えた方が望ましい。

(会員⇔連盟)

Q：一括徴収に手上げた都道府県に所属した会員が途中退会で退会することは可能か？

A：退会は可能だが会費の返却はできない。

Q：一括徴収に手上げた都道府県に所属で途中入会は可能か？

A：事務手続きが煩雑となるので不可とする。翌年の更新時に受付する。

(都道府県技士会⇔連盟)

Q：どうやって各個人の同意を得るのか？

A：各都道府県技士独自の手法に一任する

Q：契約時のリストに掲載する個人情報は何か？

A： 必須：自宅住所、氏名

任意：電話番号、メールアドレス

Q：年度途中の入退会は可能か？

A：事務手続きが煩雑となるので不可とする。翌年の更新時に受付する。

Q：購読料一括支払い時の振込手数料は？

A：連盟は負担する。手数料を差し引いた額で良い

Q：個人に郵送するみらいの郵送料は？

A：都道府県技士会に負担をお願いする

Q：技士会の歳費項目は？

A：連盟広報誌購入で良い。

- ・団体としては寄附ではなく契約による購入。
- ・会員には個人の意思を確認したうえでの案内送付